

11月21日(日)

「芝山町長選挙」が行われます

任期満了に伴う芝山町長選挙が下記のとおり行われます。皆さま一人一人の票が大切な一票となります。棄権せずに必ず投票しましょう。

ただし、11月中に国政選挙が行われる場合、日程が変更となる場合があります。(その際は、あらためて町ホームページなどでお知らせします)

■選挙期日

日時 11月21日(日) 午前7時～午後8時
投票所 各投票所

■選挙期日告示日 11月16日(火)

■期日前投票・不在者投票

投票期間 11月17日(水)～20日(土)
投票所 役場南庁舎2階第2会議室

■立候補予定者説明会

日時 10月19日(火) 午前9時
会場 役場南庁舎1階研修室

■立候補予定者事前審査

日時 11月10日(水) 午前10時～正午
会場 役場南庁舎1階研修室

■問合せ

芝山町選挙管理委員会 ☎77-3901

■その他

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して実施します。投票される皆さまにおかれましても、選挙日当日に人が集中することなどを避けるため、ご都合の良い日に期日前投票をご活用ください。

●被選挙権 (立候補できる人)

11月21日(日)現在、満25歳以上の日本国民
※町長選挙に立候補する場合は、法務局に50万円の供託金を預ける必要があります。得票数が規定の数(有効投票総数÷10)に達しなかった場合や、立候補を辞退した場合などには、供託金は没収され町に納められます。

●選挙権 (投票できる人)

満18歳以上(平成15年11月22日以前生まれ)の日本国民で、引き続き3カ月以上(基準日は告示日前日の11月15日(月))芝山町に住所があり、選挙日当日に芝山町に居住する人です。ただし、選挙犯罪などの刑に処されている人など、選挙権が停止されている人は投票できません。

「一票一票」が
大切だッコ～!



あとがき

◆大きな感動をもたらした東京2020オリンピック・パラリンピック。僕もテレビで観戦しながら、連日のようにスポーツの素晴らしさを感じていました。◆知らないスポーツにふれること、知っていたけどさらにその奥深さにふれること、アスリートの皆さんの並々ならぬ努力や想いを知ること、懸命に戦う姿を見ること、さまざまなシーンを通して感動的なストーリーを目の当たりにすることなど、胸の奥が熱くなりやすいね。◆今回取材させていただいたパラ聖火ランナー生駒さんや採火式を行った福祉作業所の皆さん、以前取材させていただいたオリ聖火ランナー木川さんなど、町内にも大きなスポーツシーンの一役を担っている方がたくさんいらっしゃいます。◆これからも、皆さんの活躍するさまざまな姿をお届けしていきます！(D)

◆今月号で掲載した交通安全の特集では、町内を歩いて取材する機会が多くありました。◆実際に町内を歩いてみると、草木の繁茂で狭くなっている歩道や、塗装が消えかかっている路面標示などがあり、普段車で通っているときは気が付かないようなところでも、歩行者の視点で見ると危険だと感じるものがわかりました。

◆また、交通安全に関わるさまざまな方からお話を伺った際、誰もが口をそろえて「交通ルールを守る」ことが大切さについて話されていたことが強く心に残りました。◆交通ルールを守ることは、自分の命や周りの人の命を守ることに繋がります。この特集が一人でも多くの方にとって交通安全について改めて考えるきっかけになったら嬉しく思います。(M)